環境の保全と創造に関する条例に基づく

「特定工作物解体等実施届」 フロー図

事前調査（元請業者（施工者））

↓

発注者への調査結果の説明・掲示

↓

解体・改修しようとする建築物（工作物）に、
特定建築材料（特定石綿含有材料）が使用されていますか？

<飛散性アスベスト>　①吹き付け石綿、②石綿を含有する保温材、断熱材、耐火被覆材

- はい → 大気汚染防止法に基づく届出が必要（発注者が届出）
- いいえ（③石綿含有成形板等の使用を含む） → 建築物の解体ですか？ ★

建築物の解体ですか？ ★

- いいえ → 条例に基づく　届出不要
- はい → 床面積の合計は 1000 ㎡以上ですか？

床面積の合計は 1000 ㎡以上ですか？

- いいえ → 石綿若しくは石綿をその重量の 0.1%を超えて含有する建築材料を使用し、床面積が 80 ㎡以上ですか？
- はい → 条例に基づく　届出が必要（施工者が届出）

石綿若しくは石綿をその重量の 0.1%を超えて含有する建築材料を使用し、床面積が 80 ㎡以上ですか？

<非飛散性アスベスト>
③石綿含有成形版等

- いいえ → 条例に基づく　届出不要
- はい → 条例に基づく　届出が必要（施工者が届出）

※一部例外あり

石綿に直接接触することがないなど、石綿粉じんが飛散する恐れがない場合 → 条例に基づく　届出が必要（施工者が届出）

大気汚染防止法に基づく届出が必要（発注者が届出）

さらに、条例の届出が必要かどうかの判断を★から行ってください。

完了報告書提出（工事後）

条例の届出が必要な場合のみ

条例に基づく　届出不要

ただし、解体・改修工事により粉じんが発生しないように注意！

条例に基づく　届出が必要（施工者が届出）

特定工作物解体等工事実施届

届出窓口

川西市建築指導課　（TEL 072-740-1204）
　非飛散性アスベスト　解体・改修
　床面積８０～１０００平方メートル

川西市環境衛生課　（TEL 072-740-1202）
　アスベストの有無によらず　解体
　床面積１０００平方メートル以上

特定粉じん排出等作業実施届

届出窓口

兵庫県阪神北県民局県民交流室環境課
（TEL 0797-83-3146）
　飛散性アスベスト　解体・改修
　規模要件なし